# 令和8年4月入居分 なは市民活動支援センター支援ブース入居団体等募集 募集要項



# 募集期間

令和7年10月14日(火)から **令和7年12月3日(水)午後5時**まで

詳細はホームページからも確認できます。 $\rightarrow \rightarrow \rightarrow$  【URL】



https://www.city.naha.okinawa.jp/kurasitetuduki/collabo/matidukuri/si
encenter/kasijimushobooth.html

那覇市 市民文化部 まちづくり協働推進課 なは市民活動支援センター

# 目次 支援ブースについて......3 1 入居時の留意事項......4 2 3 応募資格...... 募集枠数..... 4 5 応募手続き..... 審査等について...... 6 なは市民活動支援センター (銘苅2-3-1 なは市民協働プラザ2階) (プラザ地下駐車場あり) 銘苅小学校 ナハメカルパーキン ローソン◆ 那覇市消防局 ◆マックス ◆モスバーガー バリュ IT創造館 古島インター 琉球銀行◆ 古島駅 ◆カメラのキタムラ 新都心公園 興南高校 ◆沖縄県立博物館 美術館 GS /A&W◆ ◆サンエー那覇 メインプレイス ゆいレール 一枚志 **◆**DFS おもろまち駅 R330

なは市民活動支援センター (銘苅2-3-1 なは市民協働プラザ2階)

# 1 支援ブースについて

なは市民活動支援センター(以下「センター」という)の入居用施設である支援ブースは、主に那覇市で市民活動を行っている又は新たに市民活動を行う団体又は個人(以下「団体等」という)に対し、活動拠点となる事務スペースを一定期間継続的に提供するものです。

この度、令和8年4月1日から3ブースに空きが生じるため、入居団体を募集いたします。募集支援ブース:「支援ブース1」、「支援ブース10」、「支援ブース15」

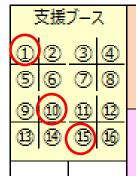
【所在地】 〒900-0004 那覇市銘苅2丁目3番1号 なは市民協働プラザ2階 なは市民活動支援センター内

## 【概要】

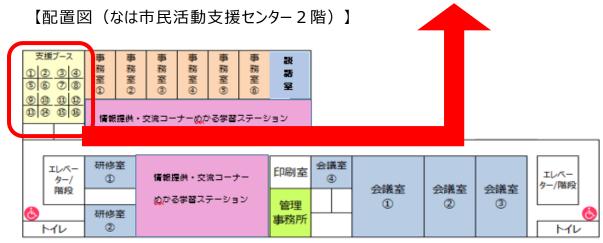
種類	支援ブース
	一定期間継続的に市民活動を行う
利用対象	ために必要な専用の事務所を有しな
	い団体又は個人であること。
大きさ	約 2 ㎡
設置個数	16ブース( <b>今回の募集はブース)</b>
利用金額	月額1,500円
付属備品	机 1、イス 1、ロッカー1
	・個室ではない。
その他	・固定電話配線なし。
	・有線ネットワーク環境なし。

※<u>ロッカーについては、支援ブースを退去した場合</u>
には明け渡しになります。





今回募集する場所は 左図の3ブースです。



#### 【利用時間(センター開館時間)】

# 月·火·木·金 午前9時~午後9時

## 水·土·日 午前9時~午後5時

- ・センター開館日時以外は立入ができません。
- ・休館日(12月29日~1月3日、6月23日《慰霊の日》)は終日利用できません。 上記以外に、必要に応じて休館する場合があります。

#### 【各種サービス】

- ・センターに利用登録することで、センター内の設備(印刷機、2階及び3階の会議室・研修室、備品等)を利用することができます。
- ・センターでは、市民活動の相談や広報等の支援が受けられます。
- ・センターのWiFiを無料で利用することができます。
- ・他の利用団体等との情報交換や連携・交流を深めることができます。
- ※なは市民活動支援センター事務室・支援ブース連絡会有(年数回程度)。

## 2 入居時の留意事項

#### (1) 利用期間

利用許可は1会計年度毎となります。ただし、最初に利用した年度を含めて連続した3会計 年度は利用することができます(毎年3月に更新手続きが必要です)。

今回の入居の場合、最長で<u>令和8年4月1日~令和11年3月31日</u> <u>(3会計年度)</u>の利用が可能です。

(なは市民活動支援センター施設利用取扱要綱 第10条4項 参照)

2) 利用料金

# 月額 1,500円

- ・退去などで利用日数が1月に満たない場合は、日割り計算とします。
- ・利用開始となる4月分の納期は5月分の末日となります。5月以降の納期は利用月の月末となります。ただし、月末日が土日祝日の時は、金融機関の翌営業日が納期限となります(例:令和8年5月31日(日)⇒令和8年6月1日(月)が納期限です)。
- ※利用料金の滞納があった場合は次回の入居募集審査の際に減点対象となります。
- ※滞納者には、地方税法、那覇市債権管理条例、なは市民活動支援センター支援ブース・事務 室使用料等滞納整理要綱に基づき督促をする場合があります。

#### (3) その他の留意事項

- ①センター管理事務室の電話・FAX番号を団体等の連絡先として利用することはできません。
- ②支援ブースはブースごとにパーテーションで仕切っていますが、構造上完全な個室となっていません。話し声や物音は、他の利用団体等にも聞こえることを前提に、マナーや個人情報等へのご配慮をお願いします。また物品や個人情報関連の書類についてはロッカーに収納するなど、各団体等で責任を持って管理して下さい。
- ③施設の管理運営上必要があると認めた場合、職員は支援ブースに立ち入ることがあります。 その場合、入居団体等は立ち入りを拒むことはできません。
- ④申請時に提出した活動内容と異なった活動を行っている場合及び応募資格の3(4)の欠格事項に該当する場合には、利用許可を取消すことがあります。
- ⑤支援ブースの利用期間が満了したとき、又は利用許可を取り消されたときは、直ちに原状 回復しなければなりません
- ⑥なは市民協働プラザ駐車場は有料です。料金については、那覇市銘苅駐車場条例施行規則に基づき、減免した場合は最初の2時間は100円。それ以降は1時間ごと100円が加算されます(12時間最大1,000円で最大料金については繰り返し適用なし)。

# 3 応募資格

下記の項目(1) $\sim$ (4)をすべて満たしていること。

- (1) 団体又は団体代表者の市町村民税滞納がないこと。 ※9ページ参照
- (2) 主に那覇市内で一定期間継続的に市民活動を行っている又は行おうとする団体等であること。
- (3) センターの利用登録があること(応募申込と同時申請も可)。
- (4) 活動の内容が次のいずれにも該当しないこと(欠格事項)。
  - ①営利を目的とするもの
  - ②宗教の教義を広め、儀式行事を行ない、及び信者を教化育成することを主たる目的とするもの
  - ③政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするもの
  - ④特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするもの
  - ⑤暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行うもの

# 4 募集枠数

支援ブース **3ブース** 

- ・1団体等の応募数は1ブースとします。(支援ブースNo.1、10、15)
- 5 応募手続き
- (1)募集期間

# 令和7年10月14日(火)

# ~令和7年12月3日(水)午後5時まで(※時間厳守)

※受付は原則平日午前9時~午後5時までとなります。水曜日を除く平日の夜間(午後5時 ~午後9時)と土日(午前9時~午後5時)は書類受取のみとなります。

## (2)提出書類

- ① なは市民活動支援センター入居用施設(新規)(支援ブース・事務室) 利用許可申請書(第6号様式の1)
- ② 団体概要書(第6号様式の2)
- ③ 利用計画書(第6号様式の3)
- ④ 団体の運営に関する規則(定款、規約、会則等)
- ⑤ 会員名簿又はそれに準ずるもの
- ⑥ 活動の内容が分かるもの(団体パンフレットやイベントのチラシ等)
- ⑦ 納税証明書 (滞納のない証明書)
- ⑧ 利用確認書
- ⑨ その他市長が必要とするもの
- ⑩ なは市民活動支援センター利用登録申請書(第1号様式)
  - ※⑪は利用登録済みの団体は除く
  - ※①~④及び⑧、⑩は指定の様式となります。
- (3)提出方法

原則、なは市民活動支援センター管理事務室に<u>持参して下さい。</u> ※書類提出後、内容確認のため再度来所を依頼する場合があります。

(4)提出書類の返却

応募に係る提出書類は、原則返却を行わないものとします。

(5) 事務室への入居期間が3会計年度未満の団体の応募の取り扱い

事務室入居期間が3会計年度未満の団体が、支援ブースの公募に応募し、 審査の結果選定されなかった場合、事務室に継続して入居を希望する場合 は、もとの入居期限まで引き続き入居することができます。

ただし、その場合は、支援ブースに空きが出た際の「繰り上げ入居の権利 (優先権)」は無くなります。

### (6) 応募取り下げ・辞退

応募取り下げや辞退は他の団体等への入居に影響がある場合がございますので、応募申込は募集要項をよく確認・検討の上で行って下さい。

# 6 審査等について

#### (1) 審査方法

書類審査により行ないます。

審査は「なは市民活動支援センター支援ブース及び事務室審査委員会設置要綱」に基づく、審査委員会において行ないます。審査項目の詳細は、支援ブース入居審査評価基準表(10ページ)を参照してください。

※より多くの団体に施設利用を促す観点から、これまで支援ブース・事務室の利用歴のない 団体には加点があります。

#### (2) 結果通知

各応募団体等へ個別に結果を通知いたします。委員会における評価の経過、 各応募団体等の評価点は非公開です。

#### (3) 全体スケジュール

募集期間	令和7年10月14日(火)午前9時
	$\sim$ 令和 7 年 12 月 3 日 (水) 午後 5 時 (※時間厳守)
受付日時	原則 平日 午前9時~午後5時
	※水曜日を除く平日の夜間(午後5時~午後9時)と土日(午前9時
	~午後 5 時)は書類受取のみとなります。
書類審査日	令和8年1月14日(水)
結果通知送付	令和8年2月上旬頃
入居前説明会	令和8年3月上旬頃
入居開始日	令和8年4月1日(土)

# (4) 支援ブースの選択及び次点団体の取り扱い

①支援ブースの選択

選定された応募団体等は選定順位が上位の団体等から支援ブースを選択できるものとします。

②事務局による事務室の指定

前記①に関わらず、事務局において特別な理由があると認めた場合、入居する事務室を指定することがあります。また、事務局において特別な理由があると認めた場合、入居する支援ブースを指定することができる。

## (5) 問い合わせ

募集に関する問い合わせについては下記、連絡先の担当あてにお願いいたします。なお、質問及び回答事項については都度、ホームページへ掲載予定です。

# [関連法令]

- ・なは市民協働プラザ条例(令和6年7月8日那覇市条例第40号)
- ・なは市民活動支援センター規則(平成26年那覇市規則第46号)
- ・なは市民活動支援センター施設利用取扱要綱(令和7年4月25日市民文化部長決裁)

# [事務局]

〒900-0004

那覇市銘苅2丁目3番1号 なは市民協働プラザ2階なは市民活動支援センター 管理事務室

担当:竹尾、崎山、慶田城

電話:098-861-5024 / FAX:098-861-5029 /

メール: C-KATU005@city.naha.lg.jp



なは市民活動支援センターHP



市民活動応援サイト